福見金計事務所だより No.79

4月も後半になり、日中乾燥した陽気が続き、体調管理が大変です。 今回は、民法の改正に伴う贈与税・相続税の改正についてご紹介させていた<mark>だきます</mark>。

令和4年4月1日から、民法の改正に伴い成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。 これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げ る税制改正が行われております。

贈与・相続税の時期により、下表のとおり受贈者や相続人等の年齢要件が異なっております。

区分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前 の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後 の贈与・相続等の場合
贈与税	 相続時精算課税(相続税法21の9) 住宅取得等資金の非課税等(租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2) 贈与税の特例税率(租税特別措置法70の2の5) 相続時精算課税適用者の特例(租税特別措置法70の2の6~70の2の8) 	その年1月1日において <u>20歳以上</u>	その年1月1日において <u>18歳以上</u>
	事業承継税制(租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5)	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において <u>18歳以上</u>
	・結婚・子育て資金の非課税(租税特別 措置法70の2の3)	結婚・子育て資金管理契約 締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約 締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	・未成年者控除 (相続税法19の3)	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

今回の民法改正に伴い、令和4年贈与の場合3月31日以前の贈与か4月1日以降の贈与なのかで適用される年齢要件が変わります。

年齢要件は表にもありますがその年の1月1日において判断されます。

・・吉沢から一言・・

あたたかくなり過ごしやすくなってきました。 連休もありますので、コロナ対策をしながら 出かけてみたいと思います。 花見会計事務所 Tel:026-248-7500 Fax:026-248-7507 e-mail:hanami-tax@niftv.com